

○清流の国ぎふ森林・環境税条例

平成二十三年十二月二十日条例第四十五号

改正 平成二十四年三月二十七日条例第七号

改正 平成二十八年十二月二十日条例第五十八号

改正 令和三年十二月二十一日条例第三十九号

清流の国ぎふ森林・環境税条例をここに公布する。

清流の国ぎふ森林・環境税条例

(趣旨等)

第一条 この条例は、全ての県民がその恩恵を享受している森林及び河川の有する県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の公益的機能の重要性に鑑み、その公益的機能の維持増進を図るための事業に必要な財源を確保するため、清流の国ぎふ森林・環境税として、岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 県民税の均等割のうち、次条及び第三条の規定により加算した額に係るものを「清流の国ぎふ森林・環境税」と称する。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十四条の規定にかかわらず、同条に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成二十四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「清流の国ぎふ森林・環境税条例（平成二十三年岐阜県条例第四十五号）第三条第一項」とする。

(基金への積立て)

第四条 知事は、清流の国ぎふ森林・環境税に係る収納額に相当する額から清流の国ぎふ森林・環

境税の賦課徴収に要する費用の額を控除して得た額を、清流の国ぎふ森林・環境基金（清流の国ぎふ森林・環境基金条例（平成二十三年岐阜県条例第五十一号）に基づく清流の国ぎふ森林・環境基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（県税条例附則第五条の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例）

2 県税条例附則第五条の二の規定の適用がある場合においては、第二条中「第二十四条」とあるのは、「附則第五条の二」とする。

附 則（平成二十四年三月二十七日条例第七号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条第一項の改正規定及び附則第八項の規定 平成二十四年四月一日

二・三 （略）

附 則（平成二十八年十二月二十日条例第五十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年十二月二十一日条例第三十九号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定（「平成三十四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める部分は除く。）は令和四年四月一日から施行する。